

## 営業保証金の供託を証する書面

免許更新の場合は、営業保証金の供託を証する書面として下記のいずれかの書面の添付が必要。

(1) 社員資格証明書（保証協会の会員の場合）

支部係でチェックを受ける場合→その場でお渡しします。

チェックを受けない場合→送付いたしますので支部係までご請求ください。

(Tel 025-247-0105)

(2) 供託書の写し（保証協会の会員以外の場合）

本店は 1,000 万円、従たる事務所は1店につき 500 万円

注) 供託書を紛失した場合は、供託した法務局で「供託証明」を発行してもらい、コピーを添付する。